

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

令和 8 年度に第六小学校及び立川第四中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することに伴い、立川市の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更するため。

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則（平成30年立川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
学校		通学区域	備考	学校		通学区域	備考
小 学 校	立川市立第一小学校	立川市立学校の通学区域等に関する規則（平成20年立川市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）別表に定める立川市立第一小学校、立川市立第三小学校、立川市立第六小学校及び立川市立第七小学校の通学区域	知的障害	小 学 校	立川市立第一小学校 <u>（あおぞら学級）</u>	立川市立学校の通学区域等に関する規則（平成20年立川市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）別表に定める立川市立第一小学校、立川市立第三小学校、立川市立第六小学校及び立川市立第七小学校の通学区域	知的障害
	立川市立第五小学校	規則別表に定める立川市立第二小学校、立川市立第五小学校、立川市立			立川市立第五小学校 <u>（こだま学級）</u>	規則別表に定める立川市立第二小学校、立川市立第五小学校、立川市立	

		第八小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域			第八小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域	
	立川市立第九小学校	規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂川小学校の通学区域		立川市立第九小学校 <u>（くわのみ学級）</u>	規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂川小学校の通学区域	
	立川市立第十小学校	規則別表に定める立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域		立川市立第十小学校 <u>（すずかけ学級）</u>	規則別表に定める立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域	
	立川市立松中小学校	規則別表に定める立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域		立川市立松中小学校 <u>（まつのみ学級）</u>	規則別表に定める立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域	
	立川市立新生小学校	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新生小学校の通学区域		立川市立新生小学校 <u>（ひまわり学級）</u>	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新生小学校の通学区域	

	立川市立若葉台小学校	規則別表に定める立川市立幸小学校及び立川市立若葉台小学校の通学区域			立川市立若葉台小学校 <u>（たんぽぽ学級）</u>	規則別表に定める立川市立幸小学校及び立川市立若葉台小学校の通学区域	
	立川市立第二小学校	規則別表に定める <u>立川市立第二小学校、立川市立第五小学校、立川市立第八小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校及び立川市立若葉台小学校の通学区域。ただし、立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域</u> については、交通手段の観点からみて、 <u>立川市立第二小学校及び立川市立大山小学校から</u> 、より通学しやすい学校を選択すること	<u>自閉症・情緒障害</u>		立川市立第二小学校 <u>（さくら学級）</u>	規則別表に定める <u>立川市立第一小学校、立川市立第二小学校、立川市立第三小学校、立川市立第四小学校、立川市立第五小学校、立川市立第六小学校、立川市立第七小学校、立川市立第八小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立新生小学校及び立川市立若葉台小学校の通学区域。ただし、立川市立第十小学校、立川市立柏小学校の通学区</u>	<u>自閉症・情緒障害等</u>

		ができる。				
	<u>立川市立第六小学校</u>	規則別表に定める <u>立川市立第一小学校、立川市立第三小学校、立川市立第四小学校、立川市立第六小学校、立川市立第七小学校及び立川市立新生小学校の通学区</u>				域については、交通手段の観点からみて、より通学しやすい学校を選択することができる。
	立川市立大山小学校	規則別表に定める 立川市立第九小学校、立川市立西砂小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂川小学校の通学区		<u>立川市立大山小学校（にじ いる学級）</u>	規則別表に定める 立川市立第九小学校、立川市立西砂小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂川小学校の通学区	

		域。ただし、 <u>立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校</u> の通学区域については、交通手段の観点からみて、より通学しやすい学校を選択することができる。				域。ただし <u>立川市立第十小学校、立川市立柏小学校</u> の通学区域については、交通手段の観点からみて、より通学しやすい学校を選択することができる。	
中学校	立川市立立川第一中学校	規則別表に定める立川市立立川第一中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第三小学校及び立川市立第七小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第八中学校の通学区域	知的障害	中学校	立川市立立川第一中学校 <u>（Ⅰ組）</u>	規則別表に定める立川市立立川第一中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第三小学校及び立川市立第七小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第八中学校の通学区域	知的障害
	立川市立立川第二中学校	規則別表に定める立川市立立川第二中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第六小			立川市立立川第二中学校 <u>（Ⅰ組）</u>	規則別表に定める立川市立立川第二中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第六小	

		学校の区域に限る。)、立川市立立川第四中学校(立川市立幸小学校の区域に限る。)、立川市立立川第六中学校(立川市立第八小学校の区域に限る。)及び立川市立立川第九中学校の通学区域				学校の区域に限る。)、立川市立立川第四中学校(立川市立幸小学校の区域に限る。)、立川市立立川第六中学校(立川市立第八小学校の区域に限る。)及び立川市立立川第九中学校の通学区域	
	立川市立立川第五中学校	規則別表に定める立川市立立川第四中学校(立川市立柏小学校の区域に限る。)、立川市立立川第五中学校、立川市立立川第六中学校(立川市立第十小学校の区域に限る。)及び立川市立立川第七中学校の通学区域		立川市立立川第五中学校 <u>(10組)</u>		規則別表に定める立川市立立川第四中学校(立川市立柏小学校の区域に限る。)、立川市立立川第五中学校、立川市立立川第六中学校(立川市立第十小学校の区域に限る。)及び立川市立立川第七中学校の通学区域	

	<u>立川市立立川第四中学校</u>	<u>規則別表に定める 全ての立川市立中 学校の通学区域</u>	<u>自閉症・情緒 障害</u>				
--	--------------------	--	----------------------	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。